

第1回
千葉市特別職報酬等審議会
会議次第

日時 平成29年12月27日(水)
午後3時30分
場所 千葉市議会棟3階 第3委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介及び会長、副会長選出
- 3 副市長挨拶
- 4 諮 問
- 5 審 議
 - (1) 報酬額等の改定について
 - (2) 改定額及び改定時期について
- 6 閉 会

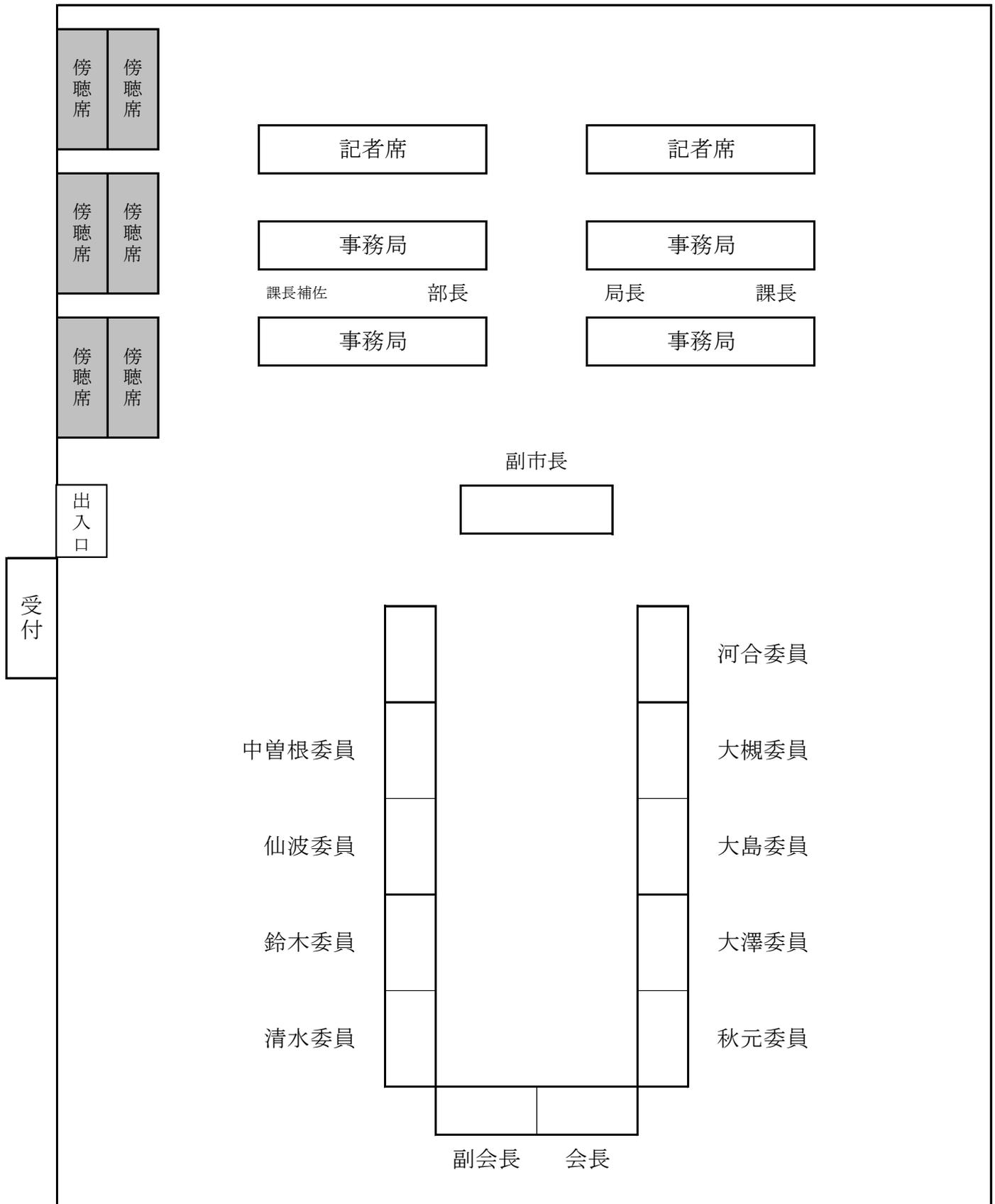
千葉県特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略)

役 職 名	氏 名
連合千葉・中央地域協議会 事務局次長	あきもと まさゆき 秋元 正行
株式会社 千葉日報社 専務取締役	おおさわ かつのすけ 大澤 克之助
千葉県弁護士会 弁護士	おおしま ゆきこ 大島 有紀子
千葉市緑区町内自治会連絡協議会 会長	おおつき かつぞう 大槻 勝三
日本公認会計士協会千葉会 公認会計士	かわい きんじ 河合 謹爾
千葉県中小企業団体中央会 常任理事	くまがい まさき 熊谷 正喜
千葉大学大学院 社会科学研究院 教授	しみず かおる 清水 馨
千葉商工会議所 総務部長	すずき ひろゆき 鈴木 浩之
千葉市女性団体連絡会 事務局長	せんば けいこ 仙波 慶子
國學院大學法科大学院 教授	なかそね れいこ 中曽根 玲子

※ 五十音順で記載

第1回 特別職報酬等審議会 席次表



事務局名簿

職 名	氏 名
総務局長	大木 正人
総務部長	山元 隆司
給与課長	香取 徹哉

○千葉市特別職報酬等審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、特別職の報酬等の額について審議し、市長の諮問に答申する。

(諮問)

第3条 市長は、市議会議員の議員報酬の額又は市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬又は給料の額について審議会に諮問しなければならない。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、市長が委嘱する。

(1) 本市の区域内の公共的団体等を代表する者 5人

(2) 学識経験者 5人

(任期)

第5条 前条第2項第1号に規定する委員は、諮問のつど委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条第2項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、第4条第2項第2号に掲げる委員のうちから、委員の選挙により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、総務局で所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

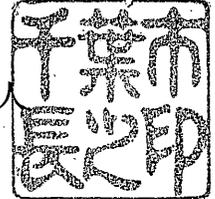
29千総給第1359号

平成29年12月27日

千葉市特別職報酬等審議会

会長 大澤 克之助 様

千葉市長 熊谷 俊



特別職の報酬等の額について（諮問）

市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると思われますので、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、諮問します。

第 1 回

千葉市特別職報酬等審議会

資 料

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

千 葉 市

目 次

	ページ
I 特別職及び一般職の報酬額等の改定について	1
1 特別職（市長、副市長）の報酬等決定の方法	1
2 一般職の給与決定の方法	2
II 公務員給与の動向について	3
1 国家公務員の給与の動向	3
2 本市一般職の給与の動向	4
III 本市特別職の報酬等の改定の必要性について	7
1 従来の改定方法	7
2 改定の必要性	8

I 特別職及び一般職の報酬額等の改定について

1 特別職（市長、副市長）の報酬等決定の方法

【地方自治法（抄）】

（給料、手当及び旅費）

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員（中略）に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、・・・地域手当、・・・通勤手当、・・・期末手当、・・・又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与等の支給制限）

第204条の2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、（中略）前条第一項の職員に支給することができない。

【千葉市特別職報酬等審議会設置条例（抄）】

（諮問）

第3条 市長は、（中略）市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、（中略）給料の額について審議会に諮問しなければならない。

【特別職の報酬等について（抄）】

（昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知）

2 都道府県知事は、（中略）報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

（※本通知では、市についても、都道府県の例にならい措置を講ずるものとされている。）

【特別職の職員の給与について（抄）】

（昭和43年10月17日自治給第94号 自治省行政局長通知）

3 三役（中略）の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、・・・（資料）を提出し、審議会において十分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

現行の給料月額等

	給料月額	期末手当 (4.4月)	計 (年間給与額)
市長	1,300 千円 (1,040 千円)	6,864 千円 (3,432 千円)	22,464 千円 (15,912 千円)
副市長	1,050 千円 (945 千円)	5,544 千円 (3,881 千円)	18,144 千円 (15,221 千円)

※ () 内はカット後の額

※ 平成29年度における期末手当の4.4月の内訳は、6月期2.075月、12月期2.325月である。

カット率 H21.10～	$\left(\begin{array}{l} \text{市長} : \text{給料月額}\Delta 20\%、\text{期末手当}\Delta 50\% \\ \text{副市長} : \text{給料月額}\Delta 10\%、\text{期末手当}\Delta 30\% \end{array} \right)$

2 一般職の給与決定の方法

【地方公務員法（抄）】

(情勢適応の原則)

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、(中略)が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条 (略)

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給料表に関する報告及び勧告)

第26条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

Ⅱ 公務員給与の動向について

1 国家公務員の給与の動向

(1) 一般職の国家公務員の給与の動向

	公民較差率	俸給表改定率
平成27年度	0.36%	0.4%
平成28年度	0.17%	0.2%
平成29年度	0.15%	0.2%

(参考) 平成27年度

民間給与 (A)	国家公務員給与 (B)	公民較差率 $((A) - (B)) / (B) \times 100$ ((A) - (B))
410,465 円	408,996 円	0.36% (1,469 円)

(2) 特別職の国家公務員の俸給の動向

	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日
内閣総理大臣	2,009千円	2,010千円	2,010千円
国務大臣等	1,465千円	1,466千円	1,466千円
大臣政務官等	1,198千円	1,199千円	1,199千円

【参考】用語の定義

- 給料（俸給）
給与の中で、量質ともにその中心をなすもの。職員の正規の勤務時間の勤務に対応する報酬。地方公務員は「給料」といい、国家公務員は「俸給」という。
- 給与
職員に対しその勤務に対する対価として支給される一切の有価物を意味し、給料（俸給）のほか、各種手当が給与に該当する。
- 公民較差
民間の「給与」と公務員の「給与」がどの程度差があるかを比較したもの。具体的には、職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士で対比させて算定する。
- 給料表（俸給表）改定率
公民較差を解消するために必要な給料（俸給）の改定率。

2 本市一般職の給与の動向

	公民較差率	給料表改定率	仮定給料表改定率	累積改定率
平成27年度	0.84%	△1.00%	0.90%	0.900%
平成28年度	△1.52%	△1.60%	0.21%	1.112%
平成29年度	0.13%	0.20%	—	1.314%

※ 累積は、各年度の仮定給料表改定率（平成29年度については給料表改定率）を乗じたものである。

※ 仮定給料表改定率は、地域手当の上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率である。

（参考）平成29年度の給与改定

平成29年職員の給与に関する報告及び勧告の概要（平成29年9月29日）

- ① 民間給与との較差（0.13%）を解消するため、給料月額の上上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の上上げ 0.1月分（4.30月分→4.40月分）
- ③ 管理職手当の一部・初任給調整手当の上上げ



平成29年12月14日 千葉市職員の給与に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案可決・成立（平成29年12月22日公布・施行（平成29年4月1日適用））

【参考】用語の定義

○ 地域手当

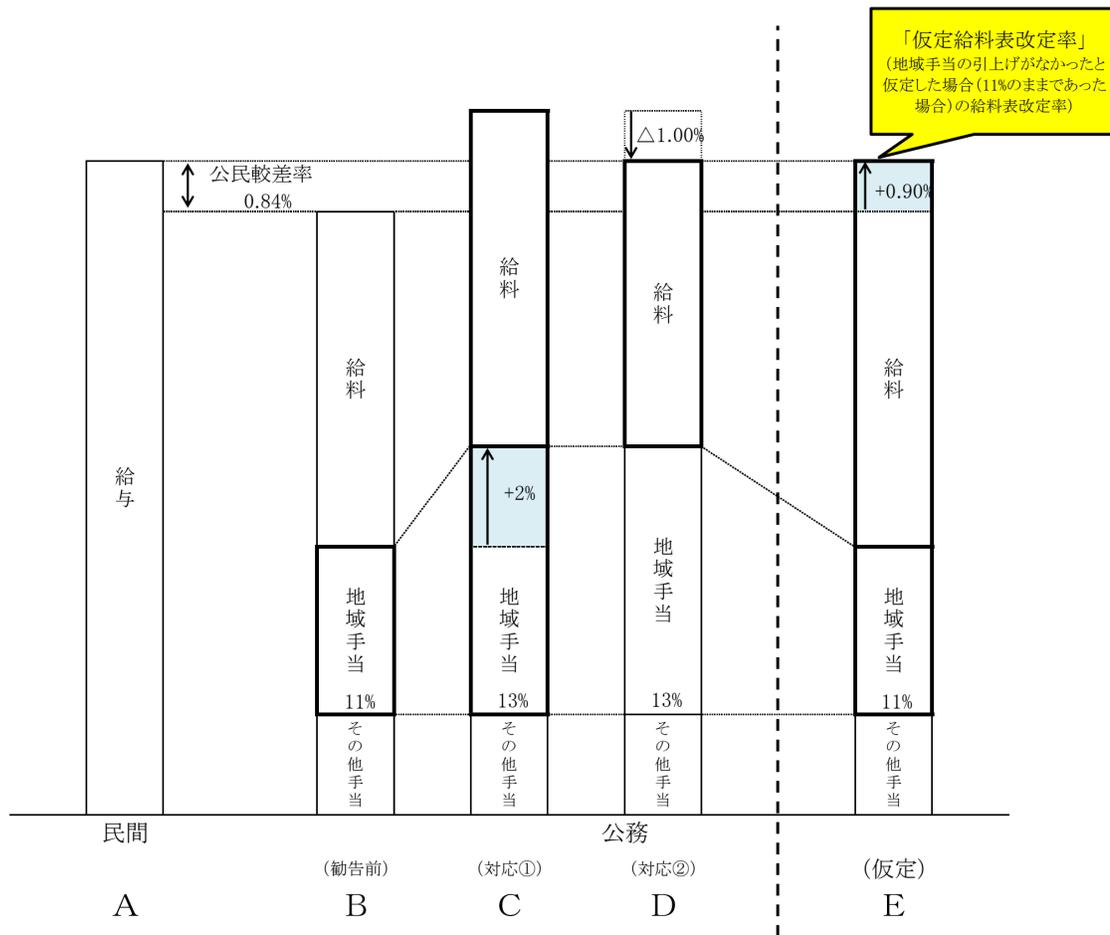
民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当であって、給料等に所定の支給割合を乗じて得た額が支給される。本市の支給割合は、国と同様（現行15%）としている。

一般職の職員の給与改定のイメージ(平成27～29年度)

○ 平成27年度（勧告内容：公民較差率 0.84%、給料表改定率 Δ 1.00%）

<地域手当の支給割合の段階的引上げ>

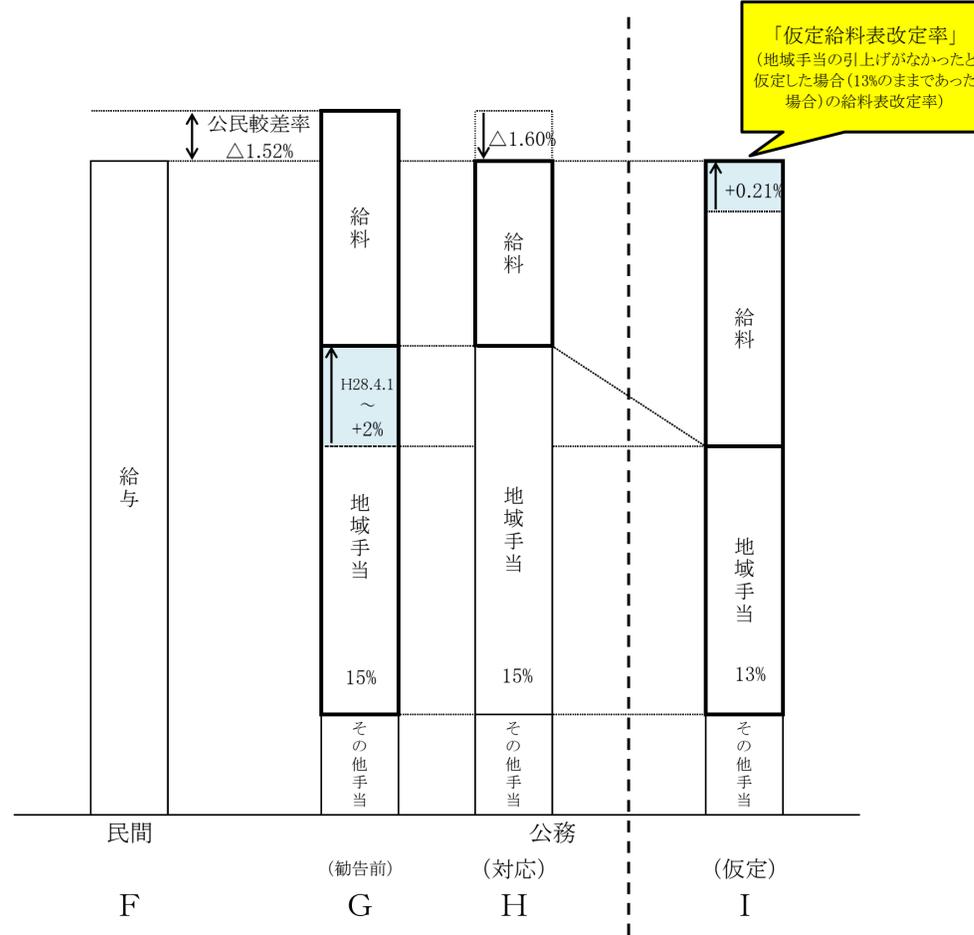
- ①平成26年12月人事委員会勧告に基づき、平成27年4月から11%
- ②平成27年人事委員会勧告に基づき、平成27年4月に遡及して13%



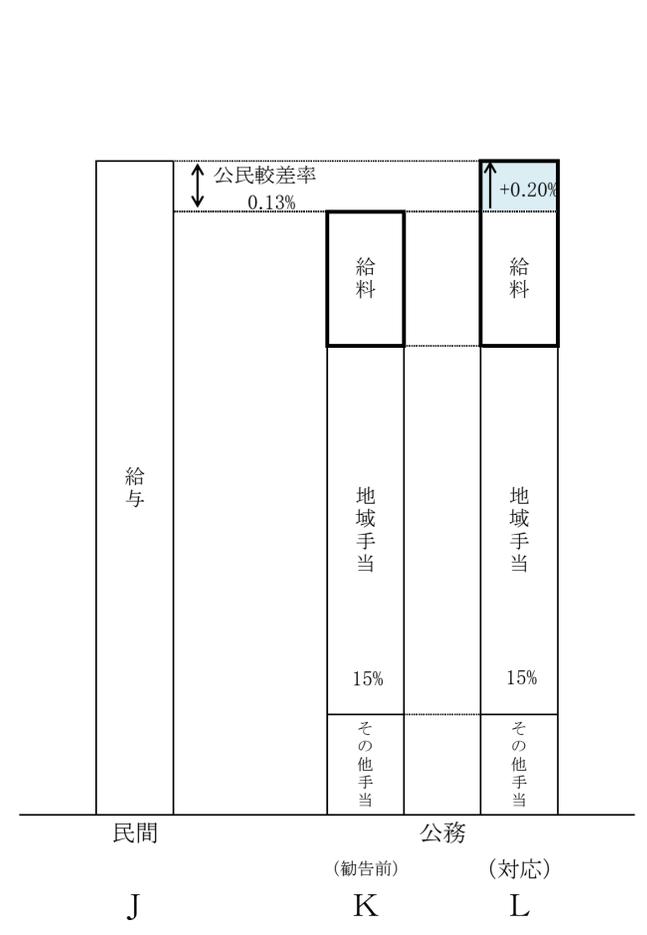
○ 平成28年度（勧告内容：公民較差率 Δ 1.52%、給料表改定率 Δ 1.60%）

<地域手当の支給割合の段階的引上げ>

- ③平成27年人事委員会勧告に基づき、平成28年4月から15%



○ 平成29年度（勧告内容：公民較差率 0.13%、給料表改定率 0.20%）



A 民間給与

B 本市職員の給与(B)と民間給与(A)を比較した結果、民間給与(A)が職員給与(B)を0.84%上回っていた。(公民較差率)

C 国に準じて定めている「地域手当」を2%(11%→13%)引き上げた結果、職員給与(C)が民間給与(A)を上回る。

D 「給料」を Δ 1.00%引き下げる(給料表改定率)ことで、職員給与(D)と民間給与(A)が均衡

E 「地域手当」の引上げがなかったと仮定した場合(11%のままであった場合)、職員給与全体(給料+手当)で0.84%増額するためには、職員給与の一部である「給料」を0.90%引き上げる(仮定給料表改定率)必要がある。

F 民間給与

G 本市職員の給与(G)と民間給与(F)を比較した結果、民間給与(F)が職員給与(G)を Δ 1.52%下回っていた。(公民較差率)
これは、平成28年4月1日から、国に準じて「地域手当」を2%(13%→15%)引き上げたことによるものである。

H 「給料」を Δ 1.60%引き下げる(給料表改定率)ことで、職員給与(H)と民間給与(F)が均衡

I 「地域手当」の引上げがなかったと仮定した場合(13%のままであった場合)、「給料」を0.21%引き上げる(仮定給料表改定率)ことで、職員給与(I)と民間給与(F)が均衡

J 民間給与

K 本市職員の給与(K)と民間給与(J)を比較した結果、民間給与(J)が職員給与(K)を0.13%上回っていた。(公民較差率)

L 「給料」を0.20%引き上げる(給料表改定率)ことで、職員給与(L)と民間給与(J)が均衡

Ⅲ 本市特別職の報酬等の改定の必要性について

1 従来の改定方法

①一般職の改定率の推移

②他の政令市の報酬等の額 を参考に改定

	市 長	前回からの 変動率	副市長	前回からの 変動率	一般職の 累積改定率
	給 料		給 料		
(前回改定) H27.7.1 現行	※ 1,300,000円	9.24%	※ 1,050,000円	9.38%	△ 0.37%
(前々回改定) H18.7.1	1,190,000円	△ 4.80%	960,000円	△ 4.95%	△ 4.98%

※ 廃止する地域手当の額に相当する額として平成26年度の支給水準（10％）を超えない範囲内の額を加算することにより改定

(1) 市 長：給料月額1,190,000円×累積改定率（△0.37％）＝1,185,597円（①）
 1,185,597円（①）×地域手当支給割合10％＝地域手当118,560円（②）
 1,185,597円（①）＋118,560円（②）＝1,304,157円
 →1,300,000円（1万円未満四捨五入）

(2) 副市長：給料月額960,000円×累積改定率（△0.37％）＝956,448円（③）
 956,448円（③）×地域手当支給割合10％＝地域手当95,645円（④）
 956,448円（③）＋95,645円（④）＝1,052,093円
 →1,050,000円（1万円未満四捨五入）

2 改定の必要性

(1) 前回改定後の一般職の給料表改定率の推移

(再掲)	公民較差率	給料表改定率	仮定給料表改定率	累積改定率
平成27年度	0.84%	△1.00%	0.90%	0.900%
平成28年度	△1.52%	△1.60%	0.21%	1.112%
平成29年度	0.13%	0.20%	—	1.314%

※ 累積は、各年度の仮定給料表改定率（平成29年度については給料表改定率）を乗じたものである。

※ 仮定給料表改定率は、地域手当の引上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率である。

(参考) 累積改定率で改定した場合の改定額

	市長	副市長
改定前（本則）	1,300,000円	1,050,000円
累積改定率反映後の改定額	1,317,082円	1,063,797円

(2) 政令指定都市の状況

政令指定都市では、平成27年度以降、特別職の報酬等の改定を行った都市は5団体である。

ア 一般職の改定率を考慮し、改定を行った都市：2団体

	市長の給料月額		副市長の給料月額		実施日	改正理由
	改正前	改正後	改正前	改正後		
新潟市	1,163千円	1,167千円 (4千円)	939千円	942千円 (3千円)	H28.4.1	一般職の改定率を考慮し引上げ
熊本市	1,132千円	1,186千円 (54千円)	883千円	944千円 (61千円)	H27.4.1	一般職の改定率を考慮し引上げ

イ 給与制度の総合的見直しに伴い、改定を行った都市：3団体

	市長の給料月額		副市長の給料月額		実施日	改正理由
	改正前	改正後	改正前	改正後		
横浜市	1,428千円	1,599千円 (171千円)	1,148千円	1,285円 (137千円)	H28.4.1	地域手当の廃止に伴う給料の引上げ (本市と同様)
さいたま市	1,243千円	1,210千円 (△33千円)	977千円	951千円 (△26千円)	H28.4.1	地域手当の支給割合の引上げに伴う給料の引下げ
川崎市	1,250千円	1,200千円 (△50千円)	990千円	950千円 (△40千円)	H29.4.1	地域手当の支給割合の引上げに伴う給料の引下げ

【政令指定都市の市長、副市長の給料月額と地域手当の合計額（カット前）】

H29.12.1 現在

	市 長	副 市 長		市 長	副 市 長
千 葉 市	⑬ 1, 3 0 0 千円	⑬ 1, 0 5 0 千円	名 古 屋 市	① 1, 6 8 7 千円	② 1, 2 6 5 千円
札 幌 市	⑪ 1, 3 1 8	⑫ 1, 0 6 1	京 都 市	⑤ 1, 5 2 9	④ 1, 2 1 0
仙 台 市	⑧ 1, 3 8 9	⑪ 1, 0 8 1	大 阪 市	② 1, 6 6 9	⑦ 1, 0 9 6
さいたま市	⑨ 1, 3 7 9	⑨ 1, 0 8 4	堺 市	⑫ 1, 3 0 9	⑧ 1, 0 8 9
横 浜 市	③ 1, 5 9 9	① 1, 2 8 5	神 戸 市	④ 1, 5 7 9	③ 1, 2 4 3
川 崎 市	⑦ 1, 3 9 2	⑥ 1, 1 0 2	岡 山 市	⑱ 1, 1 9 5	⑯ 9 4 5
相模原市	⑭ 1, 2 7 9	⑭ 1, 0 4 7	広 島 市	⑩ 1, 3 4 9	⑩ 1, 0 8 2
新 潟 市	⑳ 1, 1 6 7	⑱ 9 4 2	北九州市	⑯ 1, 2 6 7	⑮ 1, 0 0 9
静 岡 市	⑰ 1, 2 5 0	⑰ 9 4 0	福 岡 市	⑥ 1, 4 3 0	⑤ 1, 1 4 4
浜 松 市	⑮ 1, 2 7 7	⑳ 9 2 8	熊 本 市	⑰ 1, 1 8 6	⑰ 9 4 4

※ ○内は順位である。

(3) 千葉県及び県内主要市の状況

【千葉県及び県内主要市の知事・市長、副知事・副市長の給料月額と地域手当の合計額（カット前）】

H29.12.1 現在

	知事・市長	副知事・副市長		知事・市長	副知事・副市長
千 葉 県	1, 5 1 8 千円	1, 2 1 2 千円	習 志 野 市	9 5 0 千円	8 1 0 千円
市 川 市	1, 1 1 8	9 2 1	柏 市	1, 0 1 9	8 3 7
船 橋 市	1, 2 0 5	9 1 6	市 原 市	1, 0 9 8	9 0 3
松 戸 市	1, 1 5 5	9 4 6	八 千 代 市	1, 0 2 2	8 6 8

※ 千葉県及び市原市は、給料月額を据え置いたまま地域手当の支給割合を引き上げており、給料月額と地域手当の合計額が増額となっている。

(地域手当の支給割合：千葉県7%→9.2%、市原市7%→10%)

※ 柏市は上記の改正後（平成30年4月1日）の額である。

(参考) 実施時期関連資料

【市議会の今後の開会時期（予定）】

- 平成30年第1回定例会（3月）→ 平成30年4月1日施行
- 平成30年第2回定例会（6月）→ 平成30年7月1日施行
- 平成30年第3回定例会（9月）→ 平成30年10月1日施行
- 平成30年第4回定例会（12月）→ 平成31年1月1日施行

【特別職の任期】

	任 期
市 長	平成29年6月14日 ～ 平成33年6月13日
副 市 長	平成26年7月 1日 ～ 平成30年6月30日
副 市 長	平成27年4月 1日 ～ 平成31年3月31日

第1回

千葉市特別職報酬等審議会

参 考 資 料

平成29年12月27日

千 葉 市

目 次

	ページ
特別職の報酬等の改定状況	1
一般職の給与改定の状況	2
特別職と一般職の最高給与者との給与比較	3
政令指定都市における特別職の報酬等	4
政令指定都市における特別職の退職手当	7
千葉県及び県内主要市における特別職の報酬等	8
経済状況の推移	9
財政状況等	10
給与制度の総合的見直しについて	11
地域手当の支給地域一覧	14
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（別表第1）	16
行政職給料表（抜粋）	17

特別職の報酬等の改定状況

	市長	前回からの 変動率	副市長	前回からの 変動率	一般職の 累積改定率
	給料		給料		
(前回改定) H27. 7. 1 現行	※ 1,300,000円	9.24 %	※ 1,050,000円	9.38 %	△ 0.37 %
(前々回改定) H18. 7. 1	1,190,000円	△ 4.80 %	960,000円	△ 4.95 %	△ 4.98 %
H8. 1. 1	1,250,000円	9.17 %	1,010,000円	9.78 %	6.16 %
H4. 4. 1	1,145,000円	3.53 %	920,000円	2.68 %	11.10 %
H3. 12. 1	1,106,000円	10.82 %	896,000円	10.89 %	
S64. 1. 1	998,000円	5.61 %	808,000円	5.62 %	6.20 %
S61. 1. 1	945,000円	9.38 %	765,000円	9.44 %	11.10 %
S57. 5. 1	864,000円	9.78 %	699,000円	9.73 %	11.00 %
S55. 4. 1	787,000円	15.74 %	637,000円	12.74 %	14.70 %
S52. 12. 1	680,000円		565,000円		

※ 廃止する地域手当の額に相当する額として平成26年度の支給水準（10％）を超えない範囲内の額を加算することにより改定

- (1) 市長：給料月額1,190,000円×累積改定率（△0.37％）＝1,185,597円（①）
 1,185,597円（①）×地域手当支給割合10％＝地域手当118,560円（②）
 1,185,597円（①）＋118,560円（②）＝1,304,157円
 →1,300,000円（1万円未満四捨五入）
- (2) 副市長：給料月額960,000円×累積改定率（△0.37％）＝956,448円（③）
 956,448円（③）×地域手当支給割合10％＝地域手当95,645円（④）
 956,448円（③）＋95,645円（④）＝1,052,093円
 →1,050,000円（1万円未満四捨五入）

一般職の給与改定の状況

	52年	53年	54年	55年	56年	57年 ※1	58年 ※1	59年 ※1	60年 ※7月実施	61年	62年	63年	元年	2年	3年
千葉市	6.74	3.69	3.60	4.50	5.01	見送り	2.03	3.37	5.21	2.30	1.47	2.27	3.01	3.66	3.59
国	6.92	3.84	3.70	4.61	5.23	見送り (4.58)	2.03 (6.47)	3.37 (6.44)	5.74	2.31	1.47	2.35	3.11	3.67	3.71
千葉県	6.79	2.95	3.57	4.46	5.03	見送り (4.50)	2.01 (6.44)	3.37 (6.40)	5.31	2.22	1.41	2.26	2.90	3.60	3.69

(一般職) 14.7% → 11.0% → 11.1% → 6.2% → 11.1% (平成4年改定時) 11.1%

(特別職) 13.3% → 9.8% → 9.4% → 6.5% → 19.3% (昭和55年改定時) (昭和57年改定時) (昭和61年改定時) (昭和64年改定時) (平成4年改定時) 19.3%

	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年 (課長級以上昇送)	12年 (給料表改定なし)	13年 (給料表改定なし)	14年 (給料表マイナスイテ改定)	15年 (給料表マイナスイテ改定)	16年 (給料表改定なし)	17年
千葉市	2.02	1.90	1.20	0.91	0.95	0.85	0.76	0.25	0.10	0.08	△ 1.79	△ 1.05	0.01	△ 0.43
国	2.87	1.92	1.18	0.90	0.95	1.02	0.76	0.28	0.12	0.08	△ 2.03	△ 1.07	0.01	△ 0.36
千葉県	2.75	1.90	1.16	0.87	0.95	1.02	0.70	0.25	0.09	0.07	△ 2.01	△ 1.07	0.01	-0.35

(一般職) 6.16% → 6.16% → 6.16% → 6.16% → 6.16% (平成18年改定時) △0.29%(△4.7%)※()内は給与構造改革の改定率

(特別職) 10.71% → 10.71% → 10.71% → 10.71% → 10.71% (平成18年改定時) △4.98%

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
千葉市	-	-	-	△ 0.45	△ 0.19	△ 0.13	-	-	0.40	△ 1.00 ※2 (0.90)	△ 1.60 ※2 (0.21)	0.20
国	-	0.35	-	△ 0.22	△ 0.19	△ 0.23	-	-	0.27	0.36	0.17	0.15
千葉県	-	0.11	-	△ 0.19	△ 0.19	△ 0.27	-	0.09	0.30	0.30	0.20	0.20

(一般職) △0.37% → △0.37% → △0.37% → △0.37% → △0.37% (平成18年改定時) 1.31%

(特別職) 市長、副市長等: △0.37% → 市長、副市長等: 未改定

(注) ※1は勧告と改定率が異なる。()は勧告率。平成4年以降は千葉市人事委員会の勧告が行われている。

※2は、給与制度の総合的見直しに伴う、地域手当の引上げがなかったと仮定した場合の改定率

特別職と一般職の最高給与者との給与比較

(単位:円)

区分	給与(現行額)			
	給料(A)	管理職手当(B)	地域手当(C) [(A)+(B)]×15%	合計 (A)+(B)+(C)
特別職	市長	1,300,000		1,300,000
	副市長	1,040,000		1,040,000
一般職	カット前	1,050,000		1,050,000
	カット後	945,000		945,000
一般職	カット前	515,700	128,900	741,290
	カット後	489,915	128,900	715,505

※ 特別職のカット率は、市長△20%、副市長△10%。一般職(A局長)の給料のカット率は5%

政令指定都市における特別職の報酬等（カットなし）

（単位：円、％）

	市長						副市長					
	給料			地域手当			給料			地域手当		
	月額	順位	適用年月日	支給割合	月額	順位	月額	順位	適用年月日	支給割合	月額	順位
札幌市	1,280,000	10	H4.12.1	3	38,400	11	1,318,400	9	H4.12.1	3	30,900	12
仙台市	1,310,000	6	H18.4.1	6	78,600	8	1,388,600	10	H18.4.1	6	61,200	11
さいたま市	1,210,000	14	H28.4.1	14	169,400	9	1,379,400	13	H28.4.1	14	133,140	9
千葉市	1,300,000	8	H27.7.1	0	0	13	1,300,000	6	H27.7.1	0	0	13
横浜市	1,599,000	2	H28.4.1	0	0	3	1,599,000	1	H28.4.1	0	0	1
川崎市	1,200,000	15	H29.4.1	16	192,000	7	1,392,000	14	H29.4.1	16	152,000	6
相模原市	1,142,000	20	H9.4.1	12	137,040	14	1,279,040	18	H9.4.1	12	112,200	14
新潟市	1,167,000	18	H28.4.1	0	0	20	1,167,000	16	H28.4.1	0	0	18
静岡市	1,250,000	12	H19.4.1	0	0	17	1,250,000	17	H15.4.1	0	0	19
浜松市	1,277,000	11	H19.4.1	0	0	15	1,277,000	19	H19.4.1	0	0	20
名古屋市	1,467,000	3	H19.4.1	15	220,050	1	1,687,050	3	H22.4.1	15	165,000	2
京都市	1,390,000	5	H8.7.1	10	139,000	5	1,529,000	3	H8.7.1	10	110,000	4
大阪市	1,669,000	1	H27.12.19	0	0	2	1,669,000	5	H27.12.19	0	0	7
堺市	1,190,000	16	H9.4.1	10	119,000	12	1,309,000	11	H9.4.1	10	99,000	8
神戸市	1,410,000	4	H4.5.1	12	169,200	4	1,579,200	2	H4.5.1	12	133,200	3
岡山市	1,160,000	19	H21.8.1	3	34,800	18	1,194,800	20	H21.8.1	3	27,600	16
広島市	1,310,000	6	H8.1.1	3	39,300	10	1,349,300	6	H8.1.1	3	31,500	10
北九州市	1,230,000	13	H26.11.1	3	36,900	16	1,266,900	12	H26.11.1	3	29,400	15
福岡市	1,300,000	8	H21.4.1	10	130,000	6	1,430,000	8	H21.4.1	10	104,000	5
熊本市	1,186,000	17	H27.4.1	0	0	19	1,186,000	15	H27.4.1	0	0	17

政令指定都市における特別職の報酬等（カットあり）

（単位：円、％）

市長												
	給料						地域手当			地域手当加算後		
	月額	順位	適用年月日	カット率	カット後の給料	順位	支給割合	カット率	カット後の地域手当	月額	順位	
札幌市	1,280,000	10	H4.12.1	0	1,280,000	3	3	0	38,400	1,318,400	5	
仙台市	1,310,000	6	H18.4.1	7	1,218,300	8	6	50	39,300	1,257,600	11	
さいたま市	1,210,000	14	H28.4.1	0	1,210,000	9	14	0	169,400	1,379,400	4	
千葉市	1,300,000	8	H27.7.1	20	1,040,000	17	0	0	0	1,040,000	18	
横浜市	1,599,000	2	H28.4.1	0	1,599,000	1	0	0	0	1,599,000	1	
川崎市	1,200,000	15	H29.4.1	0	1,200,000	10	16	0	192,000	1,392,000	3	
相模原市	1,142,000	20	H9.4.1	0	1,142,000	13	12	0	137,040	1,279,040	7	
新潟市	1,167,000	18	H28.4.1	5	1,108,650	16	0	0	0	1,108,650	16	
静岡市	1,250,000	12	H19.4.1	0	1,250,000	5	0	0	0	1,250,000	12	
浜松市	1,277,000	11	H19.4.1	0	1,277,000	4	0	0	0	1,277,000	8	
名古屋市	1,467,000	3	H19.4.1	定額	500,000	20	15	定額	0	500,000	20	
京都市	1,390,000	5	H8.7.1	20	1,112,000	15	10	20	111,200	1,223,200	13	
大阪市	1,669,000	1	H27.12.19	40	1,001,400	18	0	0	0	1,001,400	19	
堺市	1,190,000	16	H9.4.1	20	952,000	19	10	20	95,200	1,047,200	17	
神戸市	1,410,000	4	H4.5.1	20	1,128,000	14	12	20	135,360	1,263,360	10	
岡山市	1,160,000	19	H21.8.1	0	1,160,000	12	3	0	34,800	1,194,800	14	
広島市	1,310,000	6	H8.1.1	5	1,244,500	6	3	0	39,300	1,283,800	6	
北九州市	1,230,000	13	H26.11.1	0	1,230,000	7	3	0	36,900	1,266,900	9	
福岡市	1,300,000	8	H21.4.1	0	1,300,000	2	10	0	130,000	1,430,000	2	
熊本市	1,186,000	17	H27.4.1	0	1,186,000	11	0	0	0	1,186,000	15	

政令指定都市における特別職の報酬等（カットあり）

（単位：円、％）

	副市長										
	給料						地域手当				
	月額	順位	適用年月日	カット率	カット後の給料	順位	支給割合	カット率	カット後の地域手当	月額	順位
札幌市	1,030,000	9	H4.12.1	0	1,030,000	3	3	0	30,900	1,060,900	7
仙台市	1,020,000	10	H18.4.1	5	969,000	6	6	50	30,600	999,600	12
さいたま市	951,000	13	H28.4.1	0	951,000	8	14	0	133,140	1,084,140	5
千葉市	1,050,000	6	H27.7.1	10	945,000	11	0	0	0	945,000	15
横浜市	1,285,000	1	H28.4.1	0	1,285,000	1	0	0	0	1,285,000	1
川崎市	950,000	14	H29.4.1	0	950,000	9	16	0	152,000	1,102,000	4
相模原市	935,000	18	H9.4.1	0	935,000	16	12	0	112,200	1,047,200	9
新潟市	942,000	16	H28.4.1	5	894,900	19	0	0	0	894,900	20
静岡市	940,000	17	H15.4.1	0	940,000	15	0	0	0	940,000	18
浜松市	928,000	19	H19.4.1	0	928,000	17	0	0	0	928,000	19
名古屋市長	1,100,000	3	H22.4.1	13.9	946,800	10	15	0	157,800	1,104,600	3
京都市	1,100,000	3	H8.7.1	12	968,000	7	10	12	96,800	1,064,800	6
大阪市	1,096,000	5	H27.12.19	14	942,560	14	0	0	0	942,560	17
堺市長	990,000	11	H9.4.1	10	891,000	20	10	10	89,100	980,100	13
神戸市長	1,110,000	2	H4.5.1	15	943,500	13	12	15	113,220	1,056,720	8
岡山市	920,000	20	H21.8.1	0	920,000	18	3	0	27,600	947,600	14
広島市長	1,050,000	6	H8.1.1	5	997,500	4	3	0	31,500	1,029,000	10
北九州市	980,000	12	H26.11.1	0	980,000	5	3	0	29,400	1,009,400	11
福岡市長	1,040,000	8	H21.4.1	0	1,040,000	2	10	0	104,000	1,144,000	2
熊本市長	944,000	15	H27.4.1	0	944,000	12	0	0	0	944,000	16

政令指定都市における特別職の退職手当（カットなし・あり）

（単位：円、％）

	市長					副市長						
	支給率	本則額	順位	カット率	カット後の退職手当	順位	支給率	本則額	順位	カット率	カット後の退職手当	順位
札幌市	0.49	30,105,600	12	0	30,105,600	8	0.39	19,281,600	8	0	19,281,600	6
仙台市	0.60	37,728,000	4	7	35,087,040	4	0.40	19,584,000	7	5	18,604,800	8
さいたま市	0.50	29,040,000	14	0	29,040,000	9	0.33	15,063,840	15	0	15,063,840	13
千葉市	0.53	33,072,000	7	50	16,536,000	15	0.36	18,144,000	10	10	16,329,600	10
横浜市	0.464	35,612,928	5	0	35,612,928	2	0.357	22,019,760	4	0	22,019,760	3
川崎市	0.54	31,104,000	9	不支給	0	17	0.39	17,784,000	11	0	17,784,000	9
相模原市	0.40	21,926,400	18	0	21,926,400	13	0.30	13,464,000	16	0	13,464,000	14
新潟市	0.53	29,688,480	13	50	14,844,240	16	0.35	15,825,600	14	0	15,825,600	12
静岡市	0.40	24,000,000	17	0	24,000,000	12	0.25	11,280,000	19	0	11,280,000	17
浜松市	定額	20,000,000	19	0	20,000,000	14	定額	10,000,000	20	0	10,000,000	18
名古屋市	0.60	42,249,600	1	不支給	0	17	0.45	23,760,000	2	4.4	22,723,200	2
京都市	0.53	35,361,600	6	0	35,361,600	3	0.41	21,648,000	5	0	21,648,000	4
大阪市	廃止	0	20	廃止	0	17	0.38	19,991,040	6	50	9,995,520	19
堺市	0.50	28,560,000	15	不支給	0	17	0.36	17,107,200	12	不支給	0	20
神戸市	0.62	41,961,600	2	40	25,176,960	11	0.50	26,640,000	1	20	21,312,000	5
岡山市	0.55	30,624,000	10	0	30,624,000	6	0.30	13,248,000	17	0	13,248,000	15
広島市	0.65	40,872,000	3	0	40,872,000	1	0.47	23,688,000	3	0	23,688,000	1
北九州市	0.45	26,568,000	16	0	26,568,000	10	0.34	15,993,600	13	0	15,993,600	11
福岡市	0.50	31,200,000	8	0	31,200,000	5	0.38	18,969,600	9	0	18,969,600	7
熊本市	0.53	30,171,840	11	0	30,171,840	7	0.25	11,328,000	18	0	11,328,000	16

千葉県及び県内主要市における特別職の報酬等（カットなし）

(単位：円、%)

	知事・市長				副知事・副市長			
	給料		地域手当		給料		地域手当	
	月額	支給割合	月額	地域手当加算後 月額	月額	支給割合	月額	地域手当加算後 月額
千葉県	1,390,000	9.2	127,880	1,517,880	1,110,000	9.2	102,120	1,212,120
市川市	1,016,000	10	101,600	1,117,600	837,000	10	83,700	920,700
船橋市	1,076,000	12	129,120	1,205,120	818,000	12	98,160	916,160
松戸市	1,050,000	10	105,000	1,155,000	860,000	10	86,000	946,000
習志野市	950,000	0	0	950,000	810,000	0	0	810,000
柏市	961,000	6	57,660	1,018,660	790,000	6	47,400	837,400
市原市	998,000	10	99,800	1,097,800	821,000	10	82,100	903,100
八千代市	946,000	8	75,680	1,021,680	804,000	8	64,320	868,320

※ 柏市は平成30年4月1日の額である。

経済状況の推移

消費者物価指数

	平成27年 (基準年)	平成28年
全国	100.0	99.9
千葉市	100.0	100.1

財政状況等

(1) 政令指定都市の平成28年度普通会計決算額

	住民基本台帳人口		平成28年度普通会計決算(単位:百万円)				
	(H29.3.31)		歳出決算額(A)		人件費(B)		(B)/(A)
札幌市	4	1,946,407	4	911,331	6	92,193	10.1%
仙台市	11	1,053,717	11	474,312	11	66,709	14.1%
新潟市	16	796,269	15	354,179	14	50,904	14.4%
さいたま市	9	1,284,937	12	452,231	10	74,194	16.4%
千葉市	12	966,154	13	400,622	13	53,903	13.5%
川崎市	7	1,478,187	8	606,992	7	91,452	15.1%
横浜市	1	3,737,338	2	1,541,515	1	199,215	12.9%
相模原市	18	716,603	20	250,133	20	42,735	17.1%
静岡市	20	707,173	19	277,023	17	47,511	17.2%
浜松市	15	806,407	17	295,026	19	43,255	14.7%
名古屋市	3	2,306,083	3	1,059,913	3	161,429	15.2%
京都市	8	1,373,239	7	697,003	5	110,351	15.8%
大阪市	2	2,692,747	1	1,572,848	2	196,519	12.5%
堺市	14	842,545	16	349,889	16	47,972	13.7%
神戸市	5	1,533,290	6	743,997	4	115,160	15.5%
岡山市	19	707,625	18	278,931	18	45,384	16.3%
広島市	10	1,193,051	9	572,855	8	83,455	14.6%
北九州市	13	961,335	10	515,520	12	64,366	12.5%
福岡市	6	1,516,224	5	793,769	9	75,417	9.5%
熊本市	17	738,330	14	364,822	15	50,189	13.8%

※各欄左の斜字は順位

(2) 一般会計決算額の推移

区分	26年度	27年度	28年度
	決算額	決算額	決算額
歳出	100.0	102.3	106.0
(百万円)	376,094	384,805	398,563
市税収入	100.0	100.3	101.0
(百万円)	174,983	175,535	176,693

給与制度の総合的見直しについて

1 国家公務員

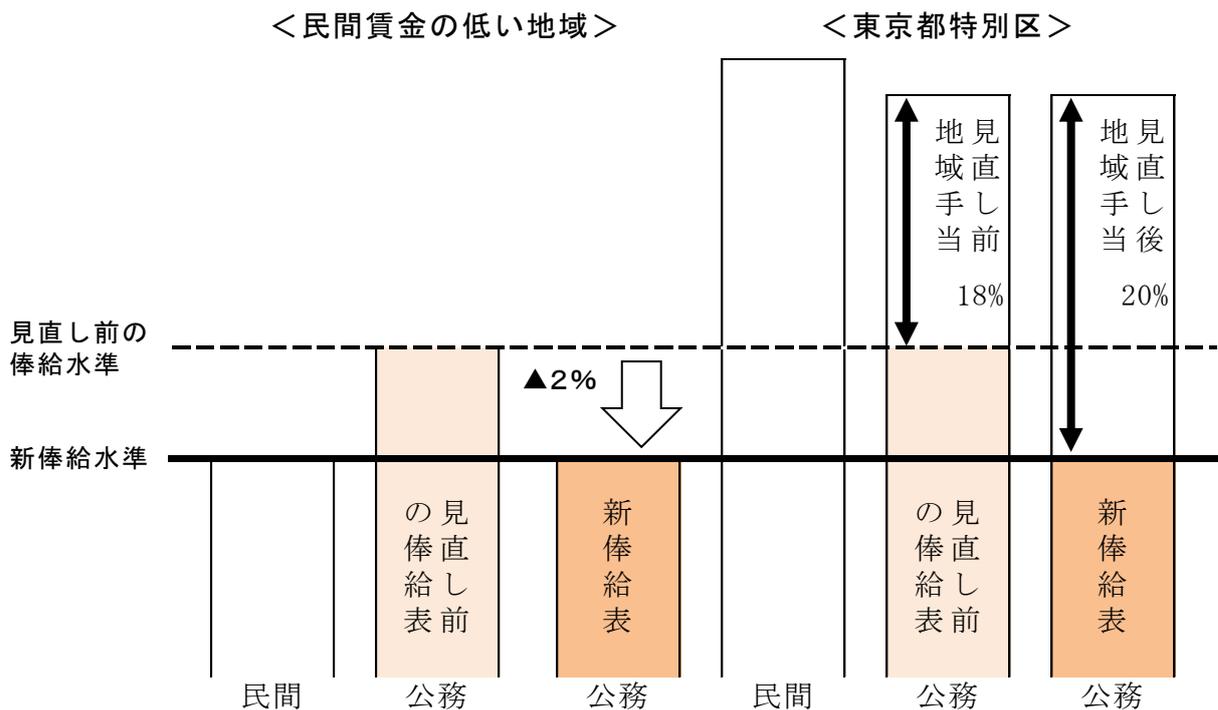
(1) 一般職の国家公務員の給与の動向

近年、特に民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られること、国家公務員において職員構成の高年齢化が顕著となってきたことともに50歳台後半層の官民の給与差が生じていること等の課題が生じていたことから、それらの課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが行われた。（平成27年4月実施）

<給与制度の総合的見直しの概要>

①地域間の給与配分の見直し

民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引き下げる一方で、地域手当の支給割合を見直す。



●俸給表の見直し

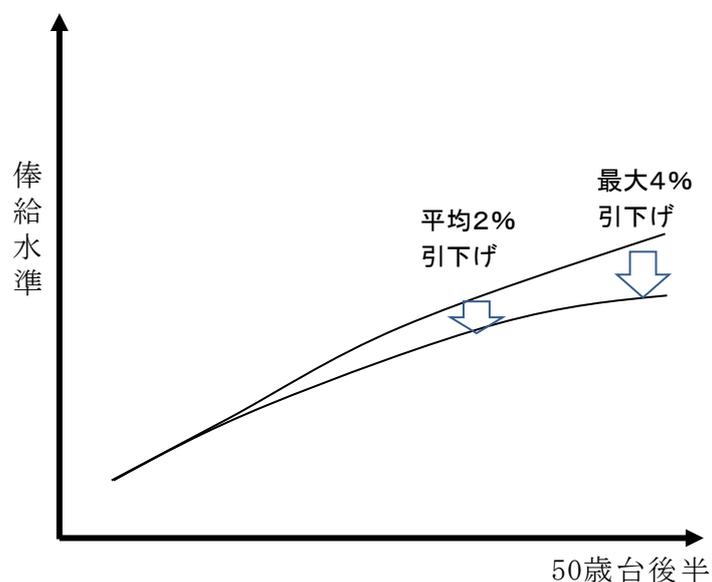
民間賃金水準の低い12県を1つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差(2.18%)を踏まえ、俸給水準を平均2%引下げ

●地域手当の支給割合の見直し

俸給水準の引下げ(平均2%)に合わせ、地域手当の支給割合の見直し
 (見直し前) 0%[非支給地]~18%[特別区]
 (見直し後) 0%[非支給地]~20%[特別区]
 ※ 支給割合の見直しは平成28年4月に段階的に完成

②世代間の給与配分の見直し

俸給表の引下げに際し、公務員給与が民間給与を上回っている50歳台後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引き下げる。



(2) 特別職の国家公務員の給与の動向（俸給月額等）

内閣総理大臣等特別職の国家公務員の給与の改定については、これまでと同様、一般職の改定の趣旨に沿って行うこととし、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の俸給が引き下げられたことから、一般職の最も高位の俸給表である指定職俸給表（事務次官、警視總監、各省庁局長等に適用される俸給表）と同程度の引下げ（△2.0%）を実施した。

2 本市職員

平成26年12月の千葉市人事委員会勧告において給与制度の総合的見直しが勧告されたことから、平成27年度より以下の内容で実施している。

●給与制度の総合的見直しの実施に関する人事委員会勧告の考え方

- ・ 地方公務員法が定める「均衡の原則」において民間給与とともに国家公務員給与も考慮事項の一つ
- ・ 本市でも国家公務員給与と共通の課題を抱えていること
- ・ 地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会（※）の中間整理で示された「基本的方向性」以上を踏まえ、基本的には国に準じて、給与制度の総合的見直しを実施することが適当と判断

（※）総務省の有識者会議。中間整理は平成26年8月に行われた。

○給料の見直し（平成27年度）

2%の引下げを基本に、次のとおり改定することで世代間給与配分を適正化

①初任給に係る号給は、人材確保への影響等を考慮して引下げなし

②50歳台後半層の職員が多く在職する高位号給は、最大で4%程度の引下げ

（給料表の平均改定率は△2.4%）

○地域手当の見直し（平成27～28年度）

国の地域手当の見直しに準じて、支給割合を段階的に引上げ（10%→15%）

<支給割合の段階的引上げ>

①平成26年12月人事委員会勧告に基づき、平成27年4月から11%

②平成27年人事委員会勧告に基づき、平成27年4月に遡及して13%

③平成27年人事委員会勧告に基づき、平成28年4月から15%

2-③ 地域手当の支給地域一覧

見直し後 現行	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%
18%	特別区						
15%	町田市、 大阪市						
12%	横浜市、 川崎市、 豊田市	さいたま市、 八王子市、 名古屋市、 高槻市、西宮市	船橋市、 吹田市				
10%		千葉市	相模原市、 藤沢市、 豊中市、 神戸市	水戸市、市川市、 松戸市、横須賀市、 大津市、京都市、 堺市、枚方市、 東大阪市、尼崎市、 奈良市、広島市、 福岡市			
6%					四日市市	仙台市、宇都宮市、 川崎市、川口市、 所沢市、越谷市、 柏市、甲府市、 静岡市、津市	
3%						高崎市、岐阜市、 岡崎市、春日井市、 和歌山市、高松市	札幌市、前橋市、 富山市、金沢市、 福井市、長野市、 浜松市、豊橋市、 一宮市、姫路市、 岡山市、北九州市、 長崎市
非支給地							新潟市、徳島市

(都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市)

[出典]平成26年人事院勧告(資料抜粋)

別表第6 地域手当の支給地域及び支給割合

級地 (支給割合)	都道府県	支給地域	級地 (支給割合)	都道府県	支給地域	
1級地 (20%)	東京都	特別区	6級地 (6%)	千葉県	野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	
2級地 (16%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府	取手市 つくば市 和光市 袖ヶ浦市 印西市 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 横浜川崎市 厚木市 刈谷市 豊田市 大阪市 守口市	神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府	神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府	三浦郡葉山町 中郡二宮町 甲府市 塩尻市 岐阜市 静岡市 磐田市 御殿場市 浜岡市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 大山市 田原市 弥富市 西春日井郡豊山町 津市 桑名市 亀山市 彦根市 甲賀市 宇治市 亀岡市 向日市 木津川市 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 泉南市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町 明石市 赤穂市 大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町 和歌山市 橋本町 高松市 太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡糟屋町	
3級地 (15%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 愛知県 大阪府	守谷市 さいたま市 志木市 埼玉県 成田市 千葉県 八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市 鎌倉市 名古屋市長久瀬市 豊明市 大阪府 池田市 高槻市 門真市 西宮市 芦屋市	兵庫県 奈良県 香川県 福岡県	兵庫県 奈良県 香川県 福岡県	明石市 赤穂市 大和高田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町 和歌山市 橋本町 高松市 太宰府市 糟屋郡新宮町 糟屋郡糟屋町	
4級地 (12%)	茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	牛久市 東松山市 朝霞市 埼玉県 船橋市 浦安市 千葉県 立川市 東京都 相模原市 藤沢市 神奈川県 鎌倉市 三重県 鈴鹿市 京都府 豊中市 大阪府 吹田市 寝屋川市 箕面市 羽曳野市 神戸市 天理市	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 兵庫県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	北海道 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 兵庫県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	札幌市 仙台市 仙台市 築西市 仙台市 鹿沼市 真岡市 前橋市 太田市 渋川市 熊谷市 木更津市 君津市 八街市 武蔵村山市 新潟市 富山県 金沢市 福井市 南アルプス市 長野市 諏訪市 伊那市 長野市 美濃加茂市 各務原市 浜松市 三島市 富士宮市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 豊橋市 一宮市 常滑市 小牧市 海部郡飛島村 伊賀市 東近江市 姫路市 加古川市 三木市 宇陀市 岡山市 桜井市 三原市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町 周南市 鳴門市 阿南市 徳島市 北九州市 福岡県 筑紫野市 糟屋郡宇美町 長崎市	
5級地 (10%)	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 福岡県	多賀城市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市 水戸市 坂戸市 川口市 佐倉市 市原市 富津市 三鷹市 あきる野市 横須賀市 平塚市 小田原市 大和市 西尾市 知多市 みよし市 四日市市 大津市 草津市 栗東市 京都市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市 尼崎市 伊丹市 三田市 奈良市 大和郡山形市 広島市 福岡市 春日市 福津市	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 福岡県	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 福岡県	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 福岡県	宮城県 茨城県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 福岡県
6級地 (6%)	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	宇都宮市 下野市 高崎市 川口市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市 比企郡滑川町 比企郡鳩山町 北葛城郡杉戸町	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県	

(注) 本表は平成26年4月1日現在の地域を表示しており、実際の指定は施行日(平成27年4月1日予定)現在の地域による。

○ 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（抄）

別表第1

区分	給料月額	報酬額
市長	1,300,000円	
副市長	1,050,000円	
常勤の監査委員	740,000円	
病院事業管理者	990,000円	
教育長	770,000円	
教育委員会の委員		日額 27,000円
市選挙管理委員会の委員長		日額 32,000円
市選挙管理委員会の委員		日額 27,000円
区選挙管理委員会の委員長		日額 24,000円
区選挙管理委員会の委員		日額 20,000円
人事委員会の委員長		日額 32,000円
人事委員会の委員		日額 27,000円
議会議員のうちから選任された監査委員		月額 67,000円
識見を有する者の中から選任された非常勤の監査委員		月額 258,000円
農業委員会の会長		月額 67,000円
農業委員会の会長職務代理者		月額 60,000円
農業委員会の委員		月額 53,000円
農地利用最適化推進委員		月額 40,000円
固定資産評価審査委員会の委員		日額 19,000円
固定資産評価員		月額 235,000円

行政職給料表（抜粋）

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,000	163,900	212,400	248,400	279,600	320,000	372,800	419,800
	2	137,500	165,600	214,100	249,800	281,600	322,600	376,200	422,800
	3	138,000	167,400	215,800	251,300	284,000	325,100	379,500	425,900
	4	138,500	169,200	217,500	253,000	286,100	327,600	383,000	429,100
	5	139,000	170,900	219,200	254,500	288,300	329,800	386,300	431,700
	6	139,800	172,700	221,000	256,300	290,800	332,200	389,600	435,000
	7	140,600	174,500	222,800	258,000	293,100	334,700	392,900	438,000
	8	141,400	176,200	224,500	259,700	295,600	337,300	396,300	441,000
	9	142,000	178,000	226,000	261,400	297,900	339,400	399,300	443,900
	10	142,700	180,000	227,800	263,500	300,400	342,000	402,600	446,900
	11	143,500	182,000	229,500	265,600	302,800	344,500	405,800	450,100
	12	144,300	184,000	231,300	267,800	305,300	347,100	409,100	453,300
	13	144,800	185,600	232,800	269,600	307,400	349,400	412,200	455,900
	14	146,100	187,200	234,400	271,600	309,900	351,800	415,400	458,900
	15	147,400	188,900	236,000	273,700	312,300	354,500	418,600	461,900
	16	148,600	190,500	237,800	275,700	314,700	357,000	421,500	464,900
	17	149,900	192,000	239,400	277,600	317,000	359,200	424,600	467,800
	18	151,400	193,500	241,000	279,900	319,300	361,500	427,700	470,600
	19	152,900	195,000	242,400	282,000	321,700	364,100	430,800	473,200
	20	154,300	196,500	243,900	284,200	323,900	366,500	434,000	475,900
	21	155,500	197,800	245,300	286,200	326,100	368,900	437,000	478,500
	22	157,000	199,300	246,900	288,600	328,300	371,300	439,800	480,600
	23	158,500	200,800	248,700	290,800	330,600	373,800	442,600	482,500
	24	159,900	202,200	250,600	293,000	332,800	376,300	445,400	484,400
	25	161,200	203,500	251,900	295,200	334,900	378,500	448,000	486,400
	26	163,700	205,100	253,700	297,600	337,500	380,800	450,800	487,900
	27	166,100	206,700	255,400	299,900	340,100	383,100	453,500	489,200
	28	168,600	208,200	257,100	302,300	342,700	385,300	456,200	490,500
	29	170,700	209,500	258,500	304,300	344,700	387,400	458,900	491,900
	30	172,500	211,000	260,200	306,800	347,300	389,500	461,600	492,800
	31	174,300	212,500	262,000	309,000	349,900	391,700	464,100	493,700
	32	176,000	214,000	263,900	311,500	352,400	393,700	466,600	494,500
	33	177,700	215,300	265,400	313,200	354,800	395,700	469,200	495,400
	34	179,600	216,800	267,400	315,700	357,100	397,600	471,200	496,400
	35	181,500	218,200	269,200	317,900	359,600	399,500	473,100	497,300
	36	183,400	219,600	271,000	320,400	362,200	401,500	475,100	498,200
	37	184,900	220,900	272,500	322,500	364,600	403,200	477,000	499,000
	38	186,300	222,600	274,300	324,900	366,500	404,500	478,800	500,000
	39	187,600	224,300	276,000	327,100	368,600	406,000	480,600	501,100
	40	189,000	226,000	277,800	329,500	370,500	407,400	482,300	502,200
	41	190,300	227,700	279,400	331,400	372,100	408,700	483,900	503,200
	42	191,600	229,200	281,500	333,500	373,900	410,000	485,000	504,100
	43	192,900	230,600	283,500	335,500	375,800	411,300	486,100	505,100
	44	194,200	232,000	285,400	337,400	377,500	412,400	487,100	506,000

案

平成27年度から平成29年度までの累積給料表改定率(1.314%)により改定する。
(改定率を乗じた後の1万円未満四捨五入)

※ 平成27・28年度については、地域手当の引上げがなかったものとして算出した「仮定給料表改定率」を適用する。

○給料月額の変改

(単位:円)

	市長	副市長
改定前(本則)	1,300,000	1,050,000
累積改定率反映後	1,317,082	1,063,797
改定後(本則)	1,320,000	1,060,000
改定額	20,000	10,000

(参考)各年度における給与額の見込み(カット前)

(単位:円)

市長	給料月額	期末手当	年間給与額	平成29年度比増減
平成29年度	1,300,000	6,864,000	22,464,000	—
平成30年度以降	1,320,000	6,969,600	22,809,600	345,600

※期末手当については、支給月数4.4月で変わらない場合である。

(単位:円)

副市長	給料月額	期末手当	年間給与額	平成29年度比増減
平成29年度	1,050,000	5,544,000	18,144,000	—
平成30年度以降	1,060,000	5,596,800	18,316,800	172,800

※期末手当については、支給月数4.4月で変わらない場合である。

2 改定の必要性

(1) 前回改定後の一般職の給料改定率の推移

	改定率	累積
平成18年度	0.00%	0.00%
平成19年度	0.00%	0.00%
平成20年度	0.00%	0.00%
平成21年度	△0.45%	△0.450%
平成22年度	△0.19%	△0.639%
平成23年度	△0.13%	△0.768%
平成24年度	0.00%	△0.768%
平成25年度	0.00%	△0.768%
平成26年度	0.40%	△0.371%

※累積は各年度の改定率を乗じたものである。

給与制度の総合的見直し による改定率	△2.4%
-----------------------	-------

(2) 地域手当の段階的引上げ実施における給与月額

特別職の地域手当は、一般職の例によることとされているため、特別職の給料月額を据え置いた場合、地域手当を含む給与月額は増加していく。

○各年度における給与額の見込み

市長	給料月額(A)	地域手当(B)		給与月額(A)+(B)	H26比増減
H26年度	1,190,000	10%	119,000	1,309,000	-
H27年度	1,190,000	11%	130,900	1,320,900	11,900
H28年度	1,190,000	13%	154,700	1,344,700	35,700
H29年度	1,190,000	14%	166,600	1,356,600	47,600
H30年度 以降	1,190,000	15%	178,500	1,368,500	59,500

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

副市長	給料月額(A)	地域手当(B)		給与月額(A)+(B)	H26比増減
H26年度	960,000	10%	96,000	1,056,000	-
H27年度	960,000	11%	105,600	1,065,600	9,600
H28年度	960,000	13%	124,800	1,084,800	28,800
H29年度	960,000	14%	134,400	1,094,400	38,400
H30年度 以降	960,000	15%	144,000	1,104,000	48,000

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである